

令和3年度

魚沼市新規起業等にぎわい創出支援事業補助金

【募集要項】

【募集期間】

- (1) 「新規創業」「異業種参入」「第二創業」 …… 9月30日(木)まで
- (2) 「創業後3年未満の者が行う販路の開拓」 …… 随時受付

【問合せ先・申請先】

魚沼市役所 商工課 商工係

住 所 : 〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所

電 話 : 025 - 792 - 9753

F A X : 025 - 793 - 1016

受付時間 : 9時～17時／月～金曜日（祝日を除く。）

令和3年4月

魚沼市役所 産業経済部 商工課

## 1. 事業の目的

「新規起業等にぎわい創出支援事業」は、(1) 魚沼市内で新規創業、異業種参入、第二創業、(2) 創業後3年未満の者が行う販路の開拓(以下「新規起業等」という。)を行う方に対して、その新規起業等に要する経費の一部を補助する事業です。幅広い起業の促進と新たな需要や雇用の創出、商業地域内での空き店舗の減少につなげることで、魚沼市の経済を活性化させることを目的とします。

## 2. 補助対象者

この補助金の対象者は、次の要件を満たす者であることが必要です。

- (1) 魚沼市内に事業所を設置し、補助事業期間完了日(令和4年3月31日)までに新規起業等を行う者であること。

新規創業の場合、

- ① 個人事業主にあつては、税務署への開業届を令和3年4月1日以降に提出する者
- ② 法人にあつては、法人登記を令和3年4月1日以降に実施する者

- (2) 申請者が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

- (3) 事業所の営業時間に午前10時から午後6時までの時間が含まれていること。

- (4) 市税を滞納していないこと。

- (5) 「新規創業」「異業種参入」「第二創業」を予定している方については、市の企画する創業支援事業(「創業塾(相談会を含む。)」<sup>※1</sup>又は「創業 個別相談会」<sup>※2</sup>のいずれか)を受講し、創業に向けた事業計画書の内容が十分練られていると判断される方を対象とします

<sup>※1</sup> 創業塾：中小企業診断士等を講師として実施する複数回の講座(事業計画書のブラッシュアップのための相談会を含む。)

<sup>※2</sup> 創業 個別相談会：年に数回、中小企業相談士等を招いて実施する相談会

## 3. 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、新規起業等と認められる事業とし、日本標準産業分類に定められた次の事業とします。詳しくは、お問い合わせください。

鉱業、砕石業、砂利採取業	不動産業、物品賃貸業
建設業	学術研究、専門・技術サービス業
製造業	宿泊業、飲食サービス業
情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業の一部
運輸業、郵便業	教育業、学習支援業
卸売業、小売業	医療業、福祉業
金融業、保険業の一部	複合サービス事業
	サービス業(他に分類されないもの)

※ 風俗営業、性風俗営業、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する事業のほか不適当と判断する事業は対象となりません。

※ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業の場合は対象となりません。

#### 4. 補助事業期間

この補助金の補助事業期間は、交付決定日から最長で令和4年3月31日までです。

#### 5. 補助対象経費

この補助事業の実施のために必要な経費としますが、次の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ※1
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費 ※2
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※ 1 「本事業の遂行に必要なもの」とは、新規起業等に要する経費で、その後の営業に関する経費は該当となりません。

※2 店舗等借入費、設備リース費等の賃借料については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象とすることができます。

##### ① 新規創業、② 異業種参入、③ 第二創業

- ア 工具器具等の購入、改良、借用又は修繕に要する経費
  - ・ 本事業の開始に必要な機械設備、備品等の購入費(長期間の使用に耐えられる税抜き単価 5,000 円以上のものに限る。)、改良・修繕に伴う費用
- イ 事業所の増改築費
  - ・ 店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみ）
- ウ 事業用車両購入費
  - ・ 配達、運送用の車両など本事業の専用として使用する車両の購入費（汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない車両の購入費は対象外）
- エ 賃借料
  - ・ 店舗・事務所・駐車場の賃借料（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ）
  - ・ 本事業の開始に必要な機械設備、備品等の賃借料
- オ 広告宣伝費
  - ・ 本事業の開始に必要な販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費など
- カ その他必要と認められる経費

##### ※ 補助対象外経費

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を行ったもの
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 店舗等の賃借料以外の店舗等維持経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）等）

##### ④ 創業後3年未満の者が行う販路の開拓

広告宣伝費

- ・ 販路の開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費など

※ 補助対象外経費

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を行ったもの
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）等）

【消費税の取扱い】

消費税は補助対象外とします。金額は全て消費税を除いた額を申請書等に記載ください。

6. 補助率等

① 新規創業

補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限とします。ただし、空き店舗<sup>\*1・2</sup>を利用する場合又はUIJターナー者が新規創業する場合は、60万円を上限とします。

※1 空き店舗:魚沼市内の商業地域<sup>\*2</sup>において過去に事業の用に供していた実績があり、事業の廃止や縮小等に伴い直接事業の用に供しなくなってから3月を経過しても入居者の決まらない店舗で、建物の1階に位置し、かつ、入口(店舗入口の前面に駐車場を有する場合は、当該駐車場の入口を含む。)が道路又は歩道に接しており、事業の用に供することができるものをいう。

※2 都市計画法(昭和43年法律第100号)により新潟県が指定した都市計画区域内の商業地域及び近隣商業地域をいう。

② 異業種参入<sup>\*3</sup>

補助対象経費の1/2以内の額とし、30万円を上限とします。

※3 異業種参入:これまで行ってきた既存事業とは日本標準産業分類の細分類の区分が異なる事業を新たに始めることをいう。

③ 第二創業<sup>\*4</sup>

補助対象経費の1/2以内の額とし、50万円を上限とします。

※4 第二創業:事業承継を行った者又は行う予定の者が、これまで行ってきた既存事業とは日本標準産業分類の細分類の区分が異なる事業を新たに始めることをいう。

④ 創業後3年未満の者が行う販路の開拓

広告宣伝費の3分の1以内の額とし、3万円を上限とします。ただし、起業した日の翌年度から3年の間、年に1度に限りです。

※ 事業完了後の補助金交付となりますので、補助事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

## 7. 申請手続の概要

### (1) 募集期間

#### ① 新規創業、②異業種参入、③第二創業

募集期間 9月30日(水)まで、随時申請を受け付けます。

※ 新規起業等を検討されている方は、申請書の提出前にあらかじめ市の担当までご連絡ください。市の制度のほかに、他の補助金等の支援制度についてもご案内します。

※ 予算残がある場合は、追加で申請を募集する予定です。

#### ④ 創業して間もない事業者が行う販路開拓

随時申請を受け付けます。

※ ①、②、③のいずれも、予算枠を超過した場合は、公募を打ち切る場合があります。

### (2) 提出先・お問合せ先(担当)

〒946-8601 魚沼市小出島910番地 魚沼市役所  
魚沼市役所 商工課 商工係  
TEL(025)792-9753 FAX(025)793-1016

### (3) 提出書類

#### ① 補助金等交付申請書

#### ② 事業計画書

※ 事業ごとの事業計画書を提出してください。(なお、「新規創業」を予定している方で、創業塾等で事業計画書を作成している場合は、併せて提出してください。)

事業計画については、次のポイント等を重点に確認します。

#### ア 創業事業計画

- ・創業の時期について具体的な青写真があるか。
- ・創業する場所は決まっているか
- ・必要な従業員は確保出来ているか。
- ・売上、費用、利益などの損益計画の予想が出来ているか。
- ・必要な資金(設備資金、運転資金)を確保しているか。
- ・その事業について十分な知識と経験があるか、経験不足を補う方策はあるか。

#### イ 創業事業計画の実現可能性

- ・事業の目的が明確であるか。
- ・事業に志と情熱を持っているか。
- ・商品・サービスは顧客のニーズにマッチしているか。
- ・許認可を伴う業種はその取得が可能か。
- ・受注見込み先、仕入れ見込み先の人脈や信用力があるか。

#### ウ 創業事業計画の継続性

- ・商品・サービスのセールスポイントはあるか。
- ・競合他社や商品の価格帯を調査した上で競争力があるか。
- ・創業場所は事業に適した場所か(立地、規模、コスト等)
- ・自己資金は十分に準備しているか。

#### エ 創業事業計画の社会性

- ・ 補助金の受給を目的とする事業計画でなく創業の必要性が認められているか。
- ・ 雇用の創出効果は高いか。

③ 確認書 … 新規創業する方のみ、提出ください。

※ 「事業計画書」の内容について、起業予定地を所管する商工会の経営指導員から確認を受け、「確認書」を商工会から作成していただき提出してください。

④ 新規起業等を行う事業所の付近の見取図、建物平面図

⑤ 賃貸借契約書の写し又は賃貸借証明書(創業後3年未満の者が行う販路の開拓を除く。)

⑥ 直近の納税証明書

⑦ 住民票抄本(UIJ ターン者に限る。)

#### (4) 提出方法

持参、郵便、宅配便等で受け付けます。(1)の締切日の17時迄に受付できるように余裕をもって提出してください。

### 8. 交付決定

補助金交付申請書の提出後、担当が補助金の交付予定額、補助事業期間等について補助金交付申請書の内容を審査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

※ 交付決定がされると、創業者名、事業所所在地、業種名、事業概要等を公表する場合があります。

### 9. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、実績報告書を提出していただき、現場検査(実施した事業内容と経費内容の確認)により、交付すべき補助金の額を担当にて確定した後、交付します。

### 10. 交付決定後の注意事項

#### (1) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に承認を受けなければなりません。

事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。

#### (2) 事業化状況報告

補助事業完了後、3年間、当該事業についての事業化状況を報告していただきます。

※ 市担当又は起業地を所管する商工会担当が訪問させていただき、現状や課題等について確認をさせていただきます。

#### (3) 補助事業者の義務

- ・ この補助事業により取得し、又は効用の増加した資材、機材等を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入

があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付していただく場合があります。

- ・ この補助事業により取得した資材、機材等を事業の完了によって処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付していただく場合があります。
- ・ この補助事業により取得し、又は効用の増加した資材、機材その他の財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図る必要があります。

#### (4) 補助事業の経理

補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間、管理・保存しなければなりません。また、補助事業に関する経費の支出は、他の事業の支出と明確に分けて管理する必要があります。

#### (5) 事業開始届

新規起業等（販路の開拓に伴う成果の報告は除きます。）が完了し、事業を開始したときには、事業開始後10日以内に事業開始届を提出してください。

#### (6) 販路の開拓に伴う成果の報告

創業後3年未満の者が行う販路の開拓（広告宣伝）を行った場合は、実績報告書の提出の際にその成果を報告していただきます。

### 11. 商工会について

この事業の申請に伴う「確認書」を作成する商工会の所在地、連絡先は次のとおりです。

各商工会	所在地	電話番号
堀之内商工会	魚沼市堀之内 320 番地 1	025-794-2433
小出商工会	魚沼市小出島 1209 番地 11	025-792-2124
湯之谷商工会	魚沼市吉田 1148 番地	025-792-1511
広神商工会	魚沼市今泉 1477 番地 1	025-799-3279
守門商工会	魚沼市須原 520 番地	025-797-2272
入広瀬商工会	魚沼市穴沢 215 番地 1	025-796-2152